

蕨市多文化共生指針

概要版



蕨 市

蕨市多文化共生指針とは

蕨市は、国の外国人材の受け入れ施策や都心に近い交通の利便性などから、人口の約10パーセントが外国人住民で、その数は年々増加しています。こうしたなか、市は外国人住民の受け入れ主体として、国籍や文化、習慣、言語などの違いを超え、異文化理解の向上や人権保障、地域社会への参画、多様な担い手の確保など、地域環境づくりの必要性が高まっています。蕨市多文化共生指針は、多文化共生を取り巻く課題への対応や基本的な方向性を示し、一人ひとりの多様性を尊重し、日本人住民と外国人住民が、ともに豊かに生きることのできる多文化共生のまちづくりを進めていくために策定しました。

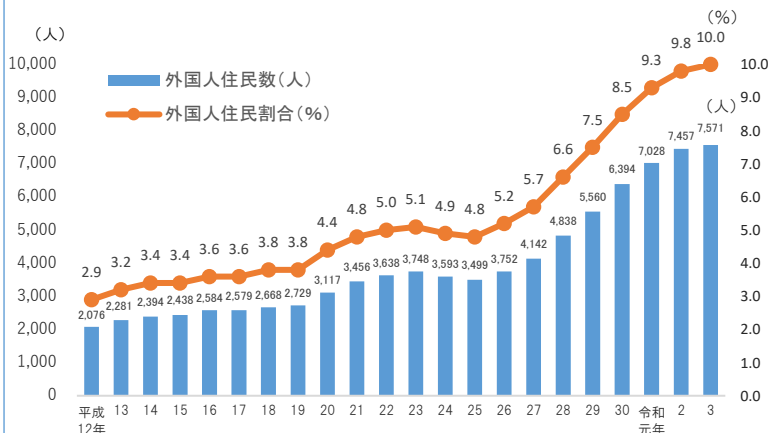
指針の期間

蕨市多文化共生指針の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、国の制度や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

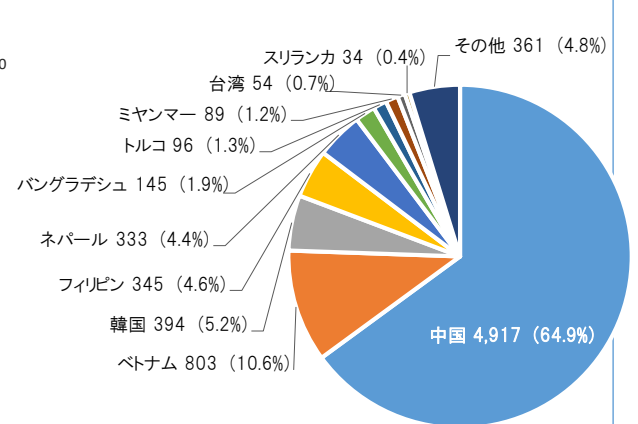
蕨市の現状

令和3(2021)年6月1日現在

◆ 外国人住民数と市人口に占める割合の推移



◆ 国籍・地域別の外国人住民数



◆ 在留資格別の外国人住民の状況

外国人住民の在留資格では、「永住者」が2,116人（27.9%）で最も多く、次いで「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「留学」が多い状況です。

多文化共生市民意識調査の結果（抜粋）



ゴミの出し方など、日本や地域のルール、マナーを守ってほしいという声も多くあります。

● 外国人との地域での交流

順位	回答	割合
1	交流がない	63.5%
2	顔見知りとあいさつする程度	16.3%
3	保育所・学校などの保護者会の活動	8.0%
4	ご近所づきあい	6.7%
5	個人的・家族ぐるみの付き合い	3.3%

（以下略・複数回答）

● 外国人が地域に増えることで良いと考えること

回答	割合
外国のことに関心を持つようになる	30.3%
外国の言葉や文化などを知る機会が増える	29.0%
消費者や納税者が増えて、地域経済の発展につながる	26.9%
地域内の多様性が広がる	22.9%
人口が増えて活気が出る	13.4%

（以下略・複数回答）

基本方針

「互いに認め合い 共に心豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨」

蕨市では、国籍や民族、文化などの違いにかかわらず、互いに認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、協力し合いながら、心豊かな笑顔あふれる多文化共生のまちを目指します。

基本目標

1 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり

外国人住民が日常生活や社会生活を地域住民と共に円滑に営むために、行政情報や生活に関わる情報をやさしい日本語を含めて多言語対応を推進します。また、日本語ボランティアサークルとの連携・協働により、外国人住民の日本語を学習する機会の充実を図るとともに、相談窓口の整備を進めます。

2 誰もが暮らしやすい環境づくり

外国人住民も安心して暮すことができるよう、保健・福祉サービスの周知や医療受診体制の充実を図るとともに、児童・生徒への就学・進学サポートをはじめ、多様な学習の機会を確保するほか、災害や緊急時に備えた対策を促進するなど、生活に関わる各種支援の更なる充実を推進します。

3 多様性を活かした地域づくり

日本人住民と外国人住民の相互理解を深め、多文化共生の意識啓発と醸成を推進するため、外国人住民も地域住民の一員として、町会や自治会への加入を促進します。また、市民活動団体等と連携し、各種イベント等を通して地域住民との交流の機会を設け、多様性と包摂性のある地域社会の実現を目指します。

4 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり

地域の新たな魅力の創出や地域経済の活性化につなげるために、本市の歴史的・文化的資源等により、外国人住民に地域への愛着を深めながら、地域社会の担い手となる人材の発掘と育成に努めます。また、姉妹・友好都市との都市間交流事業の国際青少年キャンプを通して、国際的視野や感覚に優れた人材の育成に努めます。

●地域の活動に参加することについて(日本人)

順位	回答	割合
1	できれば参加してほしい	47.0%
2	積極的に参加してほしい	29.0%
3	できれば参加してほしくない	9.4%
4	参加してほしくない	8.0%
5	無回答	6.7%

●地域でやってみたい活動(外国人)

回答	割合
日本の文化や習慣を学びたい	38.0%
友達をつくりたい	38.0%
やってみたい活動がない	26.0%
住んでいるまちのイベントに参加したい	20.5%
ボランティア活動をしたい	20.2%

(以下略・複数回答)

施策の体系

基本目標	施策の柱	主な取り組み
1 学びとコミュニケーション でつなぐまちづくり	(1)情報のやさしい日本語を含めた多言語化	①行政・生活情報のやさしい日本語を含めた多言語化での提供
	(2)相談体制の整備	①相談窓口の整備
	(3)学習環境の充実	①日本語学習機会等の整備
	(4)生活オリエンテーションの実施	①生活オリエンテーションの実施
2 誰もが暮らしやすい 環境づくり	(1)教育支援	①日本語教育と国際理解教育の推進
		②就学の支援
		③進路指導・キャリア教育の支援
		④保護者への支援
	(2)労働環境等の確保	①就労・起業の支援
		②適正な労働環境の確保
	(3)災害支援体制の整備	①防災知識の普及
		②防災ボランティアの育成
		③災害時の避難支援体制の整備
	(4)医療・保健・福祉の充実	①医療受診体制の整備
		②高齢者・障害者等への支援
	(5)子育てサポートの充実	①産前産後期への支援
		②未就学期への支援
		③就学期への支援
(6)居住支援	①住宅に関する情報提供	
3 多様性を活かした 地域づくり	(1)多文化共生の意識啓発・醸成	①多文化共生の理解促進
		②人権尊重の推進
	(2)地域活動支援	①町会・地域活動への参加促進
		②市民活動団体等との連携・協働
	(3)社会参画支援	①社会参画への支援
	4 地域活性化とグローバル 化をはぐくむ人づくり	(1)人材の発掘・育成
②地域社会の担い手の発掘・育成		
(2)グローバル化への対応		①国際理解の推進
(3)地域活性化の推進		①地域の活性化
		②地域経済の活性化

基本目標と主な取り組み

基本目標1 学びとコミュニケーションでつなぐまちづくり

(1) 情報のやさしい日本語を含めた多言語化

①行政・生活情報のやさしい日本語を含めた多言語化での提供

- ・ 市ホームページの多言語による情報提供
- ・ 行政、生活情報等のやさしい日本語を含めた多言語化
- ・ 生活ガイドブックの作成
- ・ 外国人住民用情報コーナーの設置
- ・ やさしい日本語での窓口対応
- ・ ICTを活用した多言語対応
- ・ 庁舎のユニバーサル化

(2) 相談体制の整備

①相談窓口の整備

- ・ 相談体制の充実
- ・ 関係機関との相談体制の連携
- ・ ICTを活用した行政窓口環境の整備



(3) 学習環境の充実

①日本語学習機会等の整備

- ・ 日本語教室の充実
- ・ 日本語ボランティア養成講座の開催
- ・ 図書館の多言語資料の充実

(4) 生活オリエンテーションの実施

①生活オリエンテーションの実施

- ・ 生活オリエンテーションの実施
- ・ 行政・生活情報の動画配信

基本目標2 誰もが暮らしやすい環境づくり

(1) 教育支援

①日本語教育と国際理解教育の推進

- ・ 日本語特別支援教室の整備
- ・ 授業等に必要な日本語能力向上支援
- ・ 小・中学校への外国語指導助手の配置
- ・ 外国人児童生徒等への指導力向上研修

②就学の支援

- ・ 就学状況の把握
- ・ 児童・生徒の不就学対応
- ・ 夜間中学校の周知

③進路指導・キャリア教育の実施

- ・ 高等学校への進学支援
- ・ キャリア教育の実施
- ・ キャリア支援

④保護者への支援

- ・ 保護者とのコミュニケーションの円滑化
- ・ 保護者への情報発信



(2) 労働環境等の確保

①就労・起業の支援

- ・ 就労支援
- ・ 起業支援

②適正な労働環境の確保

- ・ 労働環境の適正化

(3) 災害支援体制の整備

①防災知識の普及

- ・ 防災情報の周知
- ・ 防災に関する相談対応
- ・ 防災演習・訓練への参加促進
- ・ 防災に関わる学習機会の提供

②防災ボランティアの育成

- ・ 災害時外国人支援ボランティアの育成

③災害時の避難支援体制の整備

- ・ 防災行政無線の多言語化による SNS 情報発信
- ・ 災害時の情報伝達手段の多言語対応
- ・ 緊急時等における多言語対応



(4) 医療・保健・福祉の充実

①医療受診体制の整備

- ・ 医療機関における多言語対応の支援体制
- ・ 医療通訳派遣の利用
- ・ 健康診断情報等の多言語対応
- ・ 国民健康保険制度の周知

②高齢者・障害者等への支援

- ・ 高齢者等への福祉サービスの情報提供
- ・ 外国人高齢者等福祉手当の支給
- ・ 生活保護制度に基づく支援



(5) 子育てサポートの充実

①産前産後期への支援

- ・ 乳幼児の予防接種の情報提供
- ・ 母子健康手帳の交付
- ・ 母子保健における相談対応
- ・ ブックスタート事業

②未就学期への支援

- ・ 子育て情報の提供
- ・ 乳幼児の家庭児童相談の充実
- ・ 子育てイベント等のやさしい日本語情報発信
- ・ 園児の日本語の習得支援と保護者とのコミュニケーションの円滑化

③就学期への支援

- ・ 留守家庭児童指導室での児童・保護者とのコミュニケーションの円滑化
- ・ 学校・学級連絡文書のやさしい日本語を含めた多言語化対応
- ・ 学齢期の家庭児童相談の充実
- ・ 進学に係る経済的支援



(6) 居住支援

①住宅に関する情報提供

- ・ 公営住宅に関する情報提供等
- ・ 住宅セーフティネット制度の活用

基本目標3 多様性を活かした地域づくり

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

①多文化共生の理解促進

- ・ みんなの広場の実施
- ・ 多様な文化に触れ合う機会の創出
- ・ 外国の歴史・文化等を知る場づくり
- ・ 多文化共生啓発紙の発行

②人権尊重の推進

- ・ 人権尊重の啓発
- ・ 人権学習の促進
- ・ 人権相談窓口の整備



(2) 地域活動支援

①町会・地域活動への参加促進

- ・ 町会の加入促進
- ・ 町会に関する学習機会の提供
- ・ 町会活動への参加促進

②市民活動団体等との連携・協働

- ・ 外国人住民の地域活動支援
- ・ 通訳ボランティア登録制度の充実

(3) 社会参画支援

①社会参画への支援

- ・ 外国人住民の意見を反映する機会の創出

基本目標4 地域活性化とグローバル化をはぐくむ人づくり

(1) 人材の発掘・育成

①まちへの愛着の育成

- ・ まちの歴史・文化等の理解促進

②地域社会の担い手の発掘・育成

- ・ キーパーソンの発掘・育成
- ・ キーパーソン研修の実施

(2) グローバル化への対応

①国際理解の推進

- ・ 国際青少年キャンプの実施

(3) 地域活性化の推進

①地域の活性化

- ・ 市民活動団体への登録促進
- ・ 留学生への活躍支援

②地域経済の活性化

- ・ 多様性による地域経済活動の推進
- ・ 商店街の多言語案内



指針の推進体制

1 推進体制の整備

本指針の取り組みを着実に進めていくために、庁内における推進体制を整備するとともに、地域の実情等の変化に対応できるよう、町会や各種団体等との連携を深めながら、本市における多文化共生への取り組みを推進します。

(1) 庁内の推進体制

本指針を適正かつ効果的に実施するため、庁内の関係各課所で構成する横断的組織を設け、本指針に示した各種取り組みの実施状況及び課題等を把握し、必要に応じて改善を図るとともに、庁内における多文化共生に関連する情報共有に努めます。

(2) 地域における連携・協働

地域における多文化共生の状況を把握し、実情に応じながら本指針を推進するため、町会や市民活動団体、市内事業者などとの連携・協働により、情報を共有し、課題等の整理・改善に努めます。

2 指針の進捗管理

本指針が掲げる基本目標を達成するため、庁内の各関係部署との連携及び市民との連携・協働により、多文化共生に関わる現状や課題等を共有しながら、各種取り組みの改善等を行い、「互いに認め合い 共に豊かに暮らす 笑顔あふれるまち 蕨」を基本方針とする多文化共生社会の実現を図ります。

相談窓口の案内

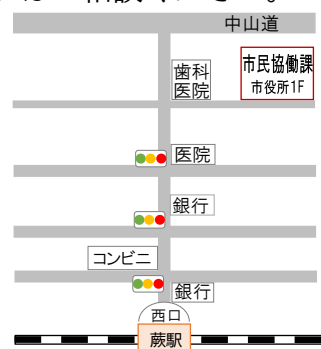
蕨市には、外国人住民の相談窓口があります。税金の支払い方や国民健康保険の加入、子どものこと、ごみの捨て方など、毎日の生活のなかで困っていることがあればご相談ください。

相談窓口＝市民協働課（市役所1階）

住所：蕨市中央5-14-15

☎048-433-7745

受付：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日除く）



ボランティアによる日本語教室のご案内

会場	住所/電話	曜日/時間	費用
北町公民館	蕨市北町 1-27-15/048-432-2225	月曜日/10:00～12:00	50円
中央公民館	蕨市中央 4-21-29/048-432-2530	火曜日/13:00～15:30	50円
南公民館	蕨市南町 2-23-19/048-442-4055	水曜日/10:00～12:00 木曜日/13:30～15:30	50円
西公民館	蕨市錦町 3-3-41 /048-442-4054	金曜日/10:00～12:00	無料
旭町公民館	蕨市中央 1-23-8 /048-432-4053	第1・第3土曜日/15:00～17:00	50円